



病後児保育のご案内

病後回復期のお子さんを短期間お預かりします

★ 病後児保育事業とは

柳川市では、保育所・幼稚園等へ通所している児童及び小学生の児童等が「病気の回復期」にあり、集団生活ができない状況で、保護者の方が仕事等の都合で家庭保育ができないお子様を支援しています。

① 対象となる児童

- * 市内の保育所・幼稚園等に通所している児童
- * 市内に住んでいて市外の保育所・幼稚園に通所している児童
- * 小学校6年生までの児童。

② 対象となる病状

- * 日常的な疾患（感冒・消化不良症等）
 - * 感染性疾患（麻疹・水痘・風疹等）
 - * 慢性疾患（喘息等）
 - * 外傷性疾患（骨折・熱傷等）
- （医療機関による入院、治療の必要はないが、安静の確保に配慮が必要な状態）

- ★ 利用定員 1日 3名
- ★ 利用日時 月～金曜日（午前8時30分～午後5時30分迄）
☆お休み（土・日曜・祝日・年末年始等）
- ★ 利用期間 続けてのご利用は7日以内です
- ★ 利用料金

市内在住		市外在住	昼食等を希望する場合 食費 1日 300円
生活保護世帯	0円	3,000円	
住民税非課税世帯	1,000円		
その他の世帯	2,000円		

☆医療行為による費用は含まれていません。お子さんをお迎えの際に利用料金を園にお支払い下さい。

- ★ 利用手続き 事前に利用者の登録が必要です。利用の際には、利用申請書と医療機関からの連絡表を柳川保育園へ提出してください。（別紙）
利用申請書と連絡票がないとお預かりできません。
- ★ 問い合わせ先 柳川市役所福祉事務所社会福祉係 TEL73-8111
社会福祉法人 学正会 柳川保育園
〒832-0064 柳川市大字宮永町20-12
TEL 0944-72-8923 FAX 0944-72-8943

☆利用手続きのごあんない☆

①利用者の登録

事前に柳川市乳幼児健康支援一時預かり事業利用台帳を柳川保育園に提出し登録をして下さい。

②利用予約の連絡と利用申請書の提出

利用しようとするときは、原則として利用の前日までに利用予約の連絡を行い利用申請書を柳川保育園に提出下さい。(定員利用は、1日3人までです)

③主治医の診察と利用連絡票の提出

利用の際は、かかりつけの医師もしくは保育所の嘱託医等の診察を受け、医師からの利用連絡表を柳川保育園に提出下さい。連絡表がないとお預かりできません。

④利用(病後児保育)

利用に際しては、お迎えの時間等、園からの指示を必ずお守り下さい。お子さんをお迎えの時に、その日の利用料金を園にお支払い下さい。

*注意事項

- ・乳幼児の病状が変化し、園における対応が困難である場合は、保護者へ連絡しかかりつけ医師への受診をお願いする場合があります。
- ・感染症の乳幼児もお預かりしますので、他へ感染する可能性もあります。

★ 持参する物

乳 児	幼 児
ほ乳ビン(必要な乳児のみ) ミルク(指定のものがある場合) 紙オムツ 1日分 着替え一式 1日分 食事用エプロン1枚 タオル・ハンドタオル(各1枚) バスタオル(午睡用) ビニール袋(汚物入れ)2枚	着替え一式 1日分 食事用エプロン(必要のみ) タオル・ハンドタオル(各1枚) バスタオル(午睡用) ビニール袋(汚物入れ)2枚
服用中の薬 ・ お気に入りの玩具や絵本等 アレルギーの場合はお弁当・おやつを持参下さい。	



社会福祉法人 学正会 柳川保育園
〒832-0064 柳川市大字宮永町 20-12
Tel 0944-72-8923 FAX 0944-72-8943

